

暖房用ボイラー清掃及び保守点検業務委託特記仕様書

1 委託業務の内容

当該委託業務は、事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）第4条に定める措置を講じるため、秋田県埋蔵文化財センターに設置されるボイラー等の点検（定期の自主検査及び整備をいう。）及び労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）並びにボイラー及び压力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号、以下「規則」という。）に準じて行う。

なお、当該委託業務を実施するにあたっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号、以下「建築物衛生法」という。）及び関係法令並びに告示等に基づく建築物環境衛生管理基準に配慮し行うものとする。

2 委託業務の実施場所等

- (1) 名称 秋田県埋蔵文化財センター
- (2) 住所 大仙市払田字牛嶋20

3 委託業務の対象となるボイラー等

(1) 暖房用ボイラー

- ① 種類 真空式給湯暖房温水機（灯油・バコティンヒーター）
- ② 形式 K S A N - 2 5 0 H（タクマ社・平成14年製）
- ③ 最高使用圧力 4 9 0 K p a
- ④ 伝熱面積 7. 9 m²
- ⑤ 安全装置 P S（15CmHg）、T S、L S、溶解栓

(2) その他の設備（これら一式を「付属設備」という。）

計測機器、配管、電気系統等の上記の機器が正常に運転するために必要となる付属物1式を含む。また、これらに連動するポンプ類を含む。

4 委託業務の実施方法等

委託業務は、関係法令に定めるところにより行うほか、次に示す実施方法等により行う。

(1) 実施方法

① ボイラー等の定期自主検査

規則の第32条及び第67条に定められる事業者が行わなければならないことを行うこと。

② ボイラー等の整備

規則の第33条及び第68条に定められる事業者が行わなければならないことを行うこと。ただし、対象とする補修等は軽微なものとし、その内容は委託者の職員（埋蔵文化財センター職員、以下同じ。）と協議し決定する。なお、協議により対象外の補修等となったときは、当該補修等の実施は別に契約手続きを行いその契約の相手方を決定する。

③ 点検整備内訳

- ・安全装置関係点検整備・真空度関係点検整備・給水、給湯関係点検整備
- ・排ガス温度関係点検整備・炉内圧関係点検整備・燃焼関係点検整備・失火テスト
- ・制御関係点検整備

(2) 点検等実施日

点検、整備は契約期間中に行うものとし、その実施にあたっては、事前に委託者の職員と協議するものとする。

5 提出を要する書類及び時期

- (1) 点検結果の報告に関する書類
- (2) 委託業務完了通知書

委託業務が完了したときは、完了した期日等を記載した書面を速やかに提出すること。

6 その他

委託業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、委託者の職員と協議するものとする。